

広報かどま令和5（2023）年2月号

**「電子マネーを買って来て」は詐欺です！**

パソコンの偽警告や、アダルトサイトの架空請求など、電子マネーを使った詐欺が多く発生しています。悪用される電子マネーは主に2種類あり、コンビニなどで販売されているカードタイプのもので、コンビニのマルチメディア端末で販売されているシートタイプのものであります。いずれも前払い式で、購入した額面分をインターネット等で利用できるようになっています。カードや券面に記載された記号さえあれば、だれでも利用できる為、記号を誰かに教えるのは、お金を渡してしまうことと同じです。絶対に記号を教えないように注意しましょう。

スマホやパソコン、電話などで請求を受け、相手に「コンビニで電子マネーを買って来て」と言われたら、買いに行く前に消費生活センターに相談しましょう。

門真市消費生活センター

☎06-6902-7249